

「指定障害福祉サービス事業所 あしたの会 にれ」
重要事項説明書

当事業所では、多機能事業所として生活介護事業及び就労継続支援B型事業を提供します。当サービスの利用は、原則として介護給付及び訓練等給付の支給決定を受けた方が対象となります。

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 サービスを提供する事業者

法人の名称	社会福祉法人 あしたの会
法人所在地	岐阜県山県市大桑 3512 番地 1
代表者氏名	理事長 真野賢児
設立年月日	平成9年7月8日
電話番号	0581-27-0086
e-meil	honbu@ashitanokai.jp
URL	http://ashitanokai.com/index.html

2 利用事業所

事業所の種類	生活介護、就労継続支援B型 (多機能型)	
事業所の名称 (事業所番号)	あしたの会 にれ (2110200496)	
事業の目的	《生活介護》 地域において安定した生活を営むために常時介護が必要な障害者に、日常生活上の支援、創作活動、生産活動等の機会の提供、その他生活能力の向上のための援助を行う。	《就労継続支援B型》 就労移行支援を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない、一定年齢に達している障害者などに、生産活動の機会を提供し、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持のために必要な訓練・支援を行う。
主たる対象者	特定なし	特定なし
管理者	施設長 野村 門里	
施設の所在地と 連絡先	岐阜県関市片倉町1番地75 Tel 0575-23-3424 Fax 0575-23-3424 E-mail nire@ga2.so-net.ne.jp	

経営・支援（基本）方針	生活介護 利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう、自立した生活に必要な知識及び能力の向上のための訓練、その他の便宜を適切かつ効果的に行う。	就労継続支援 B 型 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう、通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である利用者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練と、その他の便宜を適切かつ効果的に行う。
事業所の開設年月	平成 24 年 4 月 1 日	
利用定員	13 名	12 名

3 施設の概要

(1) 施設

あしたの会にれ	構造	鉄骨及び木造耐火構造
	土地	借地

(2) 主な設備

設備の種類	生活介護	就労継続支援 B 型	備考
洗面所	1 ヶ所		
便所	3 ヶ所（車椅子トイレを含む）		
訓練・作業室	1 ヶ所	1 ヶ所	
多目的室	1 ヶ所		
厨房	1 ヶ所		
女子更衣室	1 ヶ所		
男子更衣室	1 ヶ所		
消火その他災害対応	自動火災報知システム、火災通報装置、消火器		

*当事業所では、上記の施設・設備をご利用いただくことができます。これらは、厚生労働省が定める基準により、指定障害福祉サービス（生活介護および就労継続 B 型事業）のサービス提供に設置が義務づけられている施設・設備です。これらの利用については、利用者に特別にご負担いただく費用はありません。

(3) 主な職種の勤務体制

職 種	生活介護事業	就労継続支援 B 型
施設長	1 名	

サービス管理 責任者	1名	
生活支援員	常勤 1名 非常勤 3名	常勤 1名
看護師	非常勤 1名(隔週の火曜日)	
職業指導員		非常勤 1名
目標工賃達成 指導員		常勤 1名

4 施設サービスの概要

(1) 営業日等

営業日	月曜日～金曜日
サービス時間	8:30～16:30
休業日	土曜日曜、国民の祝日、12月29日から1月3日、施設が定める日
実施地域	関市 岐阜市 各務原市 美濃市 美濃加茂市 加茂郡

(2) サービスの概要>

すべてのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。この「個別支援計画」は、利用者の自立生活を支援し、さまざまな課題の解決を目的として本事業所のサービス管理責任者が作成し、サービス担当者会議で確認された後、利用者の同意をいただくものです。
なお、「個別支援計画」の写しは、利用者に交付いたします。

指定障害福祉サービス事業所 あしたの会 くれ におけるサービス提供の内容

1) 介護

適切な技術をもって、利用者の心身の状況に応じて自立支援／日常生活の充実のための介護等を提供します

- ・・・排泄の自立に必要な援助や、おむつの交換を行います
- ・・・着替え、整容等その他日常生活上必要な支援を適切に行います

2) 食事の提供

利用者の心身の状況や嗜好を考慮し、年齢と障害の特性に応じた栄養及び内容の食事を、適切な時間に提供します。当事業所の食事時間は次のとおりです。

昼食(12:00～13:00)

3) 健康管理

常に利用者の健康状況に注意し、協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。服薬管理は、看護職員と相談の上、行います。

*自主通院が可能な利用者は、原則各自でお願いします

*利用者の病状急変等の緊急時は、速やかに医療機関への連絡等を行います。

嘱託医及び指定協力医療機関

医療機関の名称	林医院
医院長氏名	林 収
所在地	岐阜県関市平和通 6 丁目 10 番地
電話番号	0575-22-5531
診療科	内科、外科、肛門科
入院設備	なし

4) 相談及び援助

当事業所では、常に利用者の心身の状況や、生活環境等の的確な把握に努めます。また、利用者や家族に対し、適切な相談対応、助言、援助等を行い、常に連携をはかります。

5) 送迎

希望により送迎をいたします。送迎車両への乗降場所については、送迎時間や他の利用状況により相談の上、決定させていただきます。利用は無料とします。なお、車両内での危険行為等がある場合は、送迎車の利用をお断りする場合がございます。

自主通所を希望の場合は、安全を確認の上、通所していただきます。通所中の事故等はご本人の責任とします。

6) 生産活動の実施、就労を目的とした訓練・指導等

【生活介護の場合】

当事業所内で、簡単な生産活動と創作活動を提供します。

生産活動の内容は以下のとおりです。

- ① 委託作業等（剃刀の袋詰め、箱折等）
- ② 空き缶つぶし
- ③ 食事づくり、片付け

【就労継続支援 B 型の場合】

当事業所内外等において、雇用契約を締結しない就労や生産活動の機会を提供するとともに、就労への移行に向けた支援を行います。生産活動等の内容は以下のとおりです。

- ① うどんの製造と販売
- ② 委託作業等（剃刀の袋詰め、箱折等）
- ③ 施設外支援、施設外就労（外部事業者との条件設定による）
- ④ ドライフルーツの袋詰め

7) 工賃の支払

上記事業ごとの生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、事業ごとの生産活動に従事している利用者により支払います。

8) サービス利用料金（1日あたりサービス利用料金）

介護給付費及び訓練等付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち 9 割が給付費の給付対象となります。事業者が給付費の給付を市町から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の 1 割の額を事業者にお支払いただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。

障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

- *各種加算等についても、該当する場合はその単価（全体額の1割＝利用者負担）が加わります。
- *ご負担いただく金額については、市町が発行する障害福祉サービス受給者証に記載された金額の範囲内の額、及びご希望により提供した場合の食費といたします。

[サービス利用の取り消し（キャンセル）について]

- *利用者が、サービス利用を取り消し（キャンセル）する場合は、利用予定日の1日前までに当事業所までお申し出ください。
- *なお、サービス利用日の1日前までに申出のない場合、キャンセル料をいただく場合があります。

キャンセル料（食費の実費相当額） 1食あたり（昼食）	230円
----------------------------	------

① 食事の提供とこれに伴う費用

- ・利用者のご希望により、食事を提供します。
- ・食費（昼食） 530円 内、食材料費 230円 ※食事提供加算の該当者は食材料費のみの負担になります。

② 利用料金・費用のお支払い方法

料金・費用は、1ヵ月ごとに計算し、ご請求しますので、請求月の20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- ①利用者の指定金融機関の口座からの自動引落としとする方法
- ②直接事業所の窓口でお支払いいただく方法
- ③事業所指定の金融機関の口座に振込んでいただく方法

【指定金融機関】

振込先：十六銀行 関支店

口座名義：社会福祉法人あしたの会 理事長 真野 賢児

口座番号：普通 8522534

※振り込み手数料は、請求額に含めて振込んでください。

5. 利用者が入院等された場合の対応について

当事業所をご利用の期間において、医療機関への入院の必要が生じ、3ヵ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当事業所を再び優先的に利用することはできません。

6. 非常時の対応

(1) 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合

は、損害賠償を速やかに行います。

(2) 非常時の対応

別途定める「あしたの会にれ 消防計画」により、対応いたします。

(3) 平常時の訓練

別途定める「あしたの会にれ 消防計画」により、原則年2回以上避難・防災訓練を利用者の方も参加して実施します。

< 防災設備 >

自動火災報知器・誘導灯・ガス漏れ報知器・非常通報装置

< 消防計画 >

消防署への届出：毎年4月届出

防火責任者：野村門里

7. 利用者の記録や情報の管理、開示について

事業者は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。)

*本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- (1) 個別支援計画
- (2) サービス提供の具体的な内容
- (3) 利用者の障害の状態ならびに給付等の受給状況について、厚生労働省令で義務付けられた市町村への通知事項
- (4) やむを得ず身体拘束等を行った場合の状況や緊急やむを得ない理由など
- (5) 利用者からの苦情の内容
- (6) 事故の状況及び事故に際しての対応

◆ 保存期間は、サービス提供完了日から5年間です。

◆ 閲覧・複写ができる窓口業務時間は、午前9：00～午後5：00です。

8. 人権擁護及び虐待防止のための措置

(1) 人権擁護および虐待防止

利用者の支援や援助、介助にあたる職員は、利用者に対し身体的または精神的虐待を行わないだけでなく、積極的に人権を擁護します。

(2) 身体拘束

当事業所は、利用者の身体拘束を行いません。万一利用者または他の利用者、職員等の生命または身体を保護するため、緊急やむをえないことがあると予想される場合、家族の「利用者の身体拘束に伴う申請書」に同意を受けたときのみ行います。

(3) 個人情報保護

当事業所および職員は、利用者に対するサービスの提供にあたり、知りえた利用者に関する各種情報を外部に洩らしません。また他の事業者等に対して情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者またはその家族の同意を得ます。

事業所は、その従業員が退職後、在職中に知りえた利用者に関する情報を洩らすことの無いよう、必要な措置を講じます。

9. 要望・苦情及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等の窓口

- 窓口担当者 山田由希子
- 電話番号 0575-23-3424
- ご利用時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00
- 苦情解決責任者 野村門里

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

- 関市役所福祉政策課 所在地 関市若草通3丁目1番地
電話番号 0575-23-7735
- 運営適正化委員会 所在地 岐阜市下奈良2丁目2番1号 岐阜県福社会館6F
電話番号 058-278-5136

(3) 虐待防止に関する相談窓口

- 窓口担当者 野村門里
- 電話番号 0575-23-3424
- ご利用時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00